

当別町水防計画

令和6年2月改訂

当別町

【目 次】

第1章 総則

第1節	目的	1	
第2節	用語の定義	1	～ 3
第3節	水防の責任等	3	～ 5
第4節	水防計画の作成及び変更	5	
第5節	安全配慮	5	

第2章 水防組織

第1節	町の水防組織	6	
-----	--------	---	--

第3章 重要水防箇所

第1節	重要水防箇所及び設定基準	6	
-----	--------------	---	--

第4章 予報及び警報

第1節	水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	7	
第2節	気象庁が行う予報及び警報	8	～ 9
第3節	洪水予報河川における洪水予報	10	～ 12
第4節	水位周知河川における水位到達情報	13	～ 15
第5節	水防警報	16	～ 18

第5章 気象予報等の情報収集

第1節	気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集	19	
第2節	気象情報等の種類	19	～ 20

第6章 ダム・水門等の操作

第1節	ダム・水門等	21	
第2節	水門等の操作の連絡	21	
第3節	ダム情報の連絡系統	21	

第7章 通信連絡

第1節	水防通信網の確保	22	～ 23
-----	----------	----	------

第8章 水防施設及び輸送

第1節	水防倉庫及び水防資器材	24	
第2節	輸送の確保	24	

第9章 水防活動

第1節	水防配備	25	
第2節	巡視及び警戒	26	
第3節	水防作業	26	
第4節	警戒区域の指定	26	
第5節	避難のための立退き	27	
第6節	決壊・漏水等の通報	27	

第 7 節	水防設備の解除	27	～	28
第 10 章 水防信号、水防標識等				
第 1 節	水防信号	29		
第 2 節	水防標識	29		
第 3 節	身分証票	30		
第 11 章 協力及び応援				
第 1 節	河川管理者の協力及び援助	31		
第 2 節	下水道管理者の協力	31		
第 3 節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	32		
第 4 節	警察官の援助要求	32		
第 5 節	自衛隊の災害派遣の要請の要求	32		
第 6 節	国（河川事務所、気象台等）及び北海道との連携	32		
第 7 節	企業（地元建設業等）との連携	33		
第 8 節	町民等、自主防災組織等との連携	33		
第 12 章 費用負担と公用負担				
第 1 節	費用負担	34		
第 2 節	公用負担	34	～	35
第 13 章 水防報告等				
第 1 節	水防記録	36		
第 2 節	水防報告	36		
第 14 章 水防訓練				
第 1 節	水防訓練	37		
第 15 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置				
第 1 節	洪水、内水対応	38		
第 16 章 水防協力団体				
第 1 節	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	39		
第 2 節	水防協力団体の業務	39		
第 3 節	水防協力団体と消防機関との連携	39		
改訂履歴				40

資料編

- 資料 1 重要水防箇所一覧（石狩川）【第 3 章第 1 節】
- 資料 2 重要水防箇所一覧（当別川）【第 3 章第 1 節】
- 資料 3 当別町管理河川【第 3 章第 1 節】
- 資料 4 重要水防箇所位置図【第 3 章第 1 節】
- 資料 5 ダムの概要【第 6 章第 1 節】
- 資料 6 水門等の一覧【第 6 章第 1 節】
- 資料 7 水防に関する機関【第 7 章第 1 節】
- 資料 8 当別町建設協会との協定書【第 11 章第 7 節】
- 資料 9 水防活動報告書様式【第 13 章第 2 節】
- 資料 10 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（石狩川）【第 15 章第 1 節】
- 資料 11 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（当別川）【第 15 章第 1 節】

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる当別町が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川、湖沼の洪水又は内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 水防管理団体
水防の責任を有する当別町をいう（法第2条第2項）。
- (2) 指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
- (3) 水防管理者
水防管理団体の長である当別町長をいう（法第2条第3項）。
- (4) 消防機関
石狩北部地区消防事務組合当別消防署及び当別消防団をいう（法第2条第4項）。
- (5) 消防機関の長
石狩北部地区消防事務組合消防本部消防長をいう（法第2条第5項）。
- (6) 水防団
法第6条に規定する水防団をいう。
- (7) 量水標管理者
量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
- (8) 水防協力団体
水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
- (9) 洪水予報河川
国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
- (10) 水防警報
国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水等により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川、湖沼等について、国土交通大臣又は都道府県の機関が、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
- (11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第 13 条）

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。

(13) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川又は水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位又は雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(14) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関及び消防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(15) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団及び消防機関の出動の目安となる水位である。

量水管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒区域）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、町民等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(17) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。

水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(18) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(19) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所をいう。

(22) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(23) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(24) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

第 3 節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は、次のとおりである。

1 当別町の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 水防団員の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条の 2 第 2 項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条の 2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）
- (10) 浸水被害軽減区域の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届け出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- (12) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- (14) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (15) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (18) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- (19) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (20) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (21) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (22) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (23) 水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- (24) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (25) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (26) 消防事務との調整（法第 50 条）

2 道の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

3 国土交通省（北海道開発局）の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における知事に対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁（札幌管区气象台）の責任

- (1) 気象及び洪水予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第 25 条）
- (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (4) 業務の実施等（法第 36 条、法第 37 条、法第 38 条）

第 4 節 水防計画の作成及び変更

1 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、北海道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ当別町防災会議（以下「町防災会議」という。）に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な修正等）については、町防災会議に諮ることなくその結果を知事及び関係機関に報告するものとする。

また、町は水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第 5 節 安全配慮

洪水、内水において、消防機関は、消防職団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防職団員自身の安全を確保しなければならない。

1 消防職団員の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため消防職団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防職団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、消防職団員の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防職団員へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 出水期前に、消防職団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

水防に関係ある警報・注意報等の発表により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、町は水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 水防組織事務分担

「当別町地域防災計画資料編 資料4 対策本部の所掌事項」を準用

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所及び設定基準

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

当別町区域内の河川等における重要水防箇所は、(資料1～4)のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

1 水防活動に用いられる予報及び警報

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区气象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 法第10条第2項 法第11第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 札幌管区气象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 法第16条	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 気象庁が行う予報及び警報

1 札幌管区気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

札幌管区気象台の長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

注1）注意報とは、気象現象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報をいう。

注2）警報とは、気象現象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報をいう。

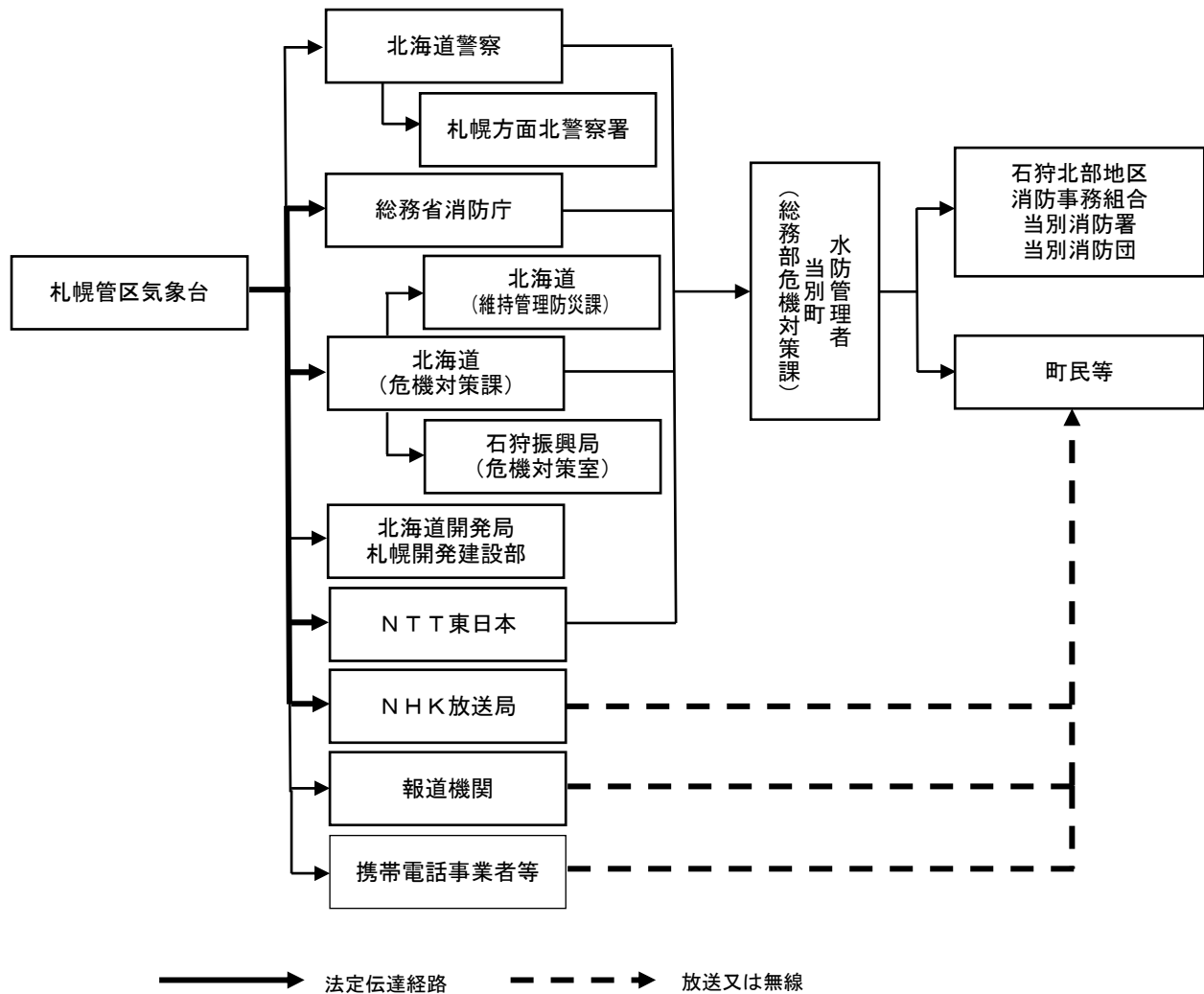
（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は、次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1Km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1Kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

2 警報等の伝達経路及び手段

(1) 洪水の場合



第3節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表事項は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき

（水位の危険度レベル、水位の名称等）

水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市町村・住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4（危険）	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3（警戒）	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2（注意）	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	（発表なし）	水防団待機

2 国が行う洪水予報

(1) 洪水予報河川

予報区域名	河川名	区 域
石狩川 下流	石狩川	左岸 旭川市神居古潭 166 番地先の道道神納橋から海 右岸
	当別川	左岸 石狩郡当別町栄町 50 番地先から石狩川への合流点 右岸 石狩郡当別町幸町 122 番地先から石狩川への合流点
	篠津川	左岸 江別市中島 622 番地先から石狩川への合流点 右岸 江別市篠津 43 番地先から石狩川への合流点
	須部都川	左岸 樺戸郡月形町市南 5 地先から石狩川への合流点 右岸 樺戸郡月形町市北 9 地先から石狩川への合流点
豊平川	豊平川	左岸 札幌市南区藻岩下 2044 番の 3 地先の藻岩橋から石狩川への合流点 右岸

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

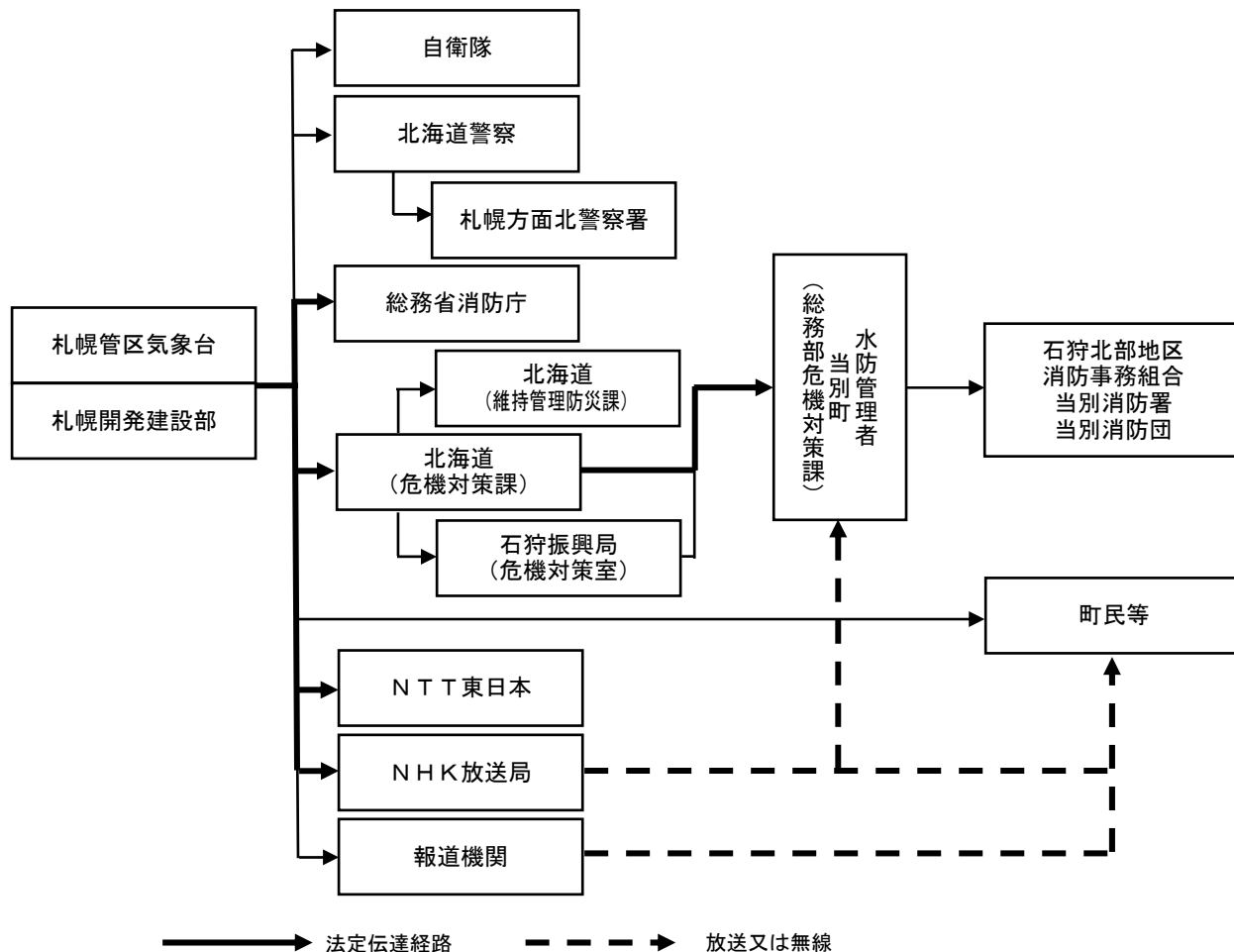
水系名	河川名	観測所名	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位
石狩川	石狩川	納 内	58.9 m	59.2 m	60.1 m
		橋本町	24.6 m	26.5 m	27.0 m
		奈井江大橋	15.8 m	19.7 m	20.0 m
		月 形	12.3 m	15.3 m	15.6 m
		石狩大橋	5.1 m	7.8 m	8.1 m
		篠 路	2.9 m	4.6 m	4.9 m
	豊平川	藻 岩	40.1 m	41.1 m	41.4 m
		雁 来	7.4 m	7.5 m	8.7 m

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
石狩川下流	札幌開発建設部 札幌管区气象台

(4) 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



(注：NTT東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。)

3 北海道と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名、区域

予報区域名	河川名	区 域
石狩川	当別川	左岸 石狩郡当別町字茂平沢 2102 番地 1 地先の町道茂平沢橋下流端から石狩郡当別町川下 131 番地 5 地先の北海道管理区間下流端まで 右岸 石狩郡当別町字弁華別 435 番地 24 地先の町道茂平沢橋下流端から石狩郡当別町下川町 133 番地 1 地先の北海道管理区間下流端まで

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

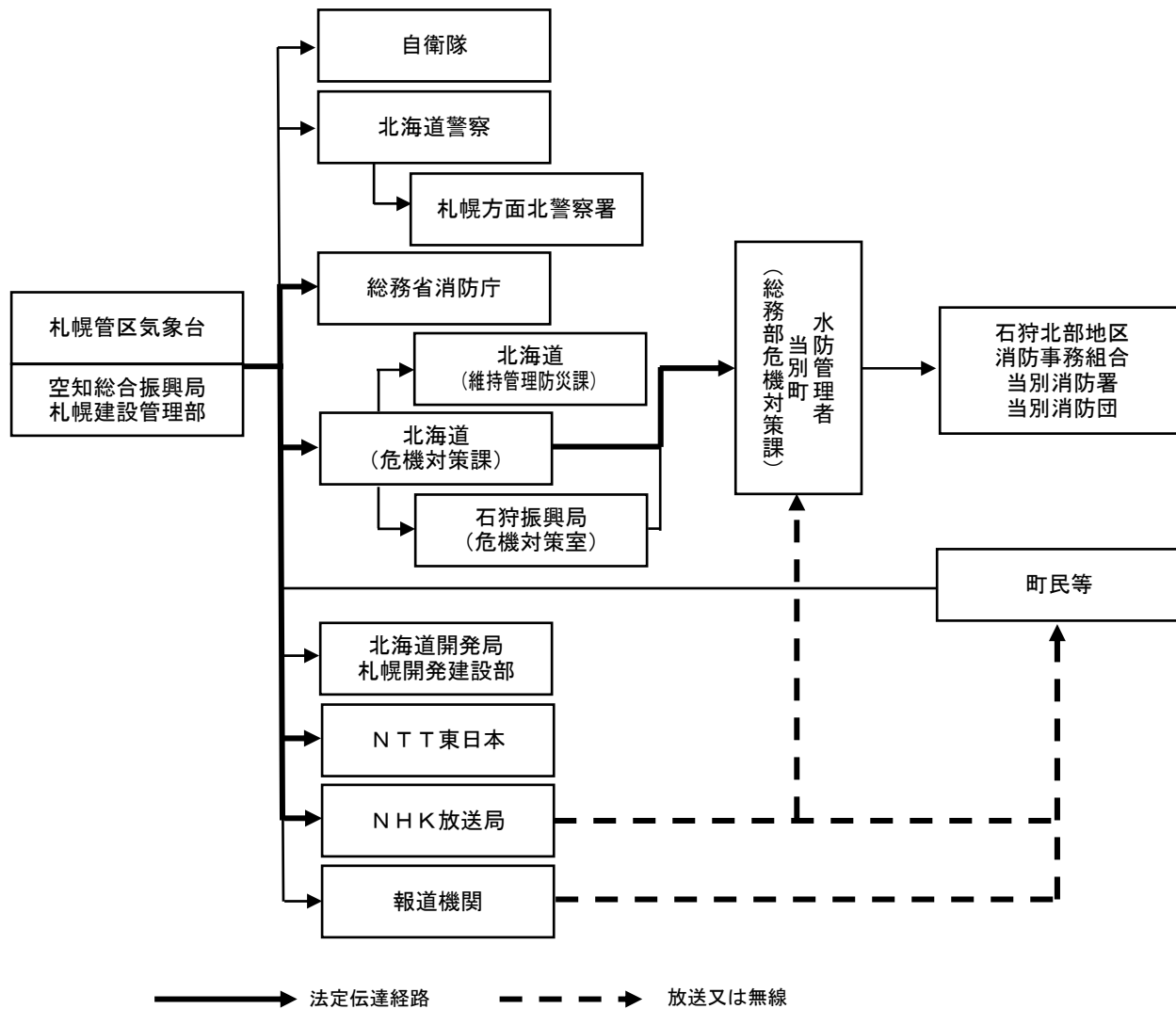
予報区域名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
石狩川	当別川	樺戸	石狩郡当別町字緑町 1770 番地先河川敷	13.25m	13.66m	14.58m

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
石狩川下流	空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課 札幌管区気象台

(4) 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



(注：NTT東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。)

第4節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
当別川	左岸 石狩郡当別町川下 131 番地 5 地先から石狩郡当別町栄町 50 番地先まで 右岸 石狩郡当別町川下 133 番地 1 地先から石狩郡当別町幸町 122 番地先まで

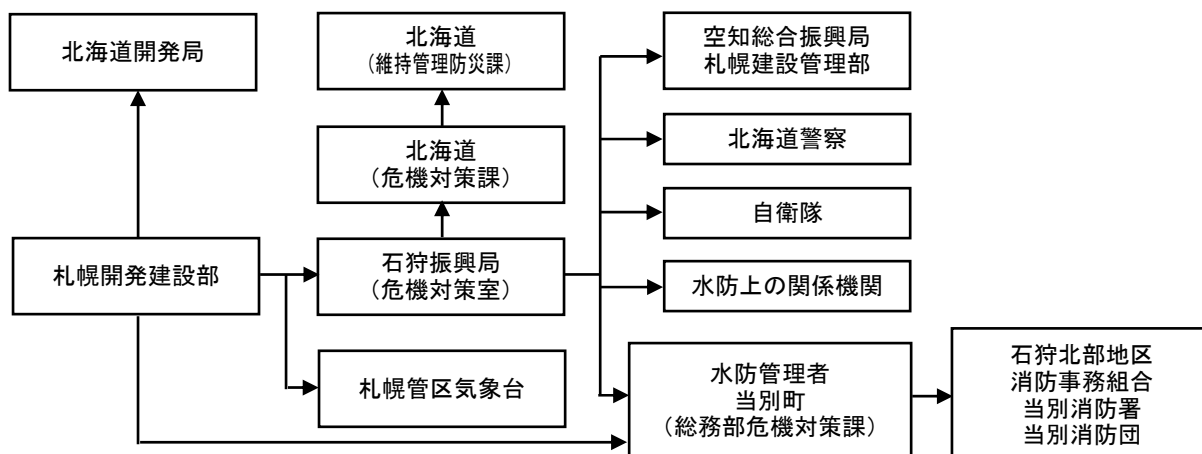
(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報 水位)	氾濫注意 水位 (警戒 水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	計画高 水位	関係水防 管理団体
当別川	当別川下	石狩郡 当別町	6.10m	6.30m	7.20m	7.40m	7.64m	当別町

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
当別川	札幌開発建設部 札幌河川事務所

- (4) 水位到達情報の伝達経路及び手段
 水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



3 北海道が行う水位到達情報の通知

- (1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域
当別川	左岸 石狩郡当別町字茂平沢 2102 番地 1 地先の町道茂平沢橋下流端から 石狩郡当別町川下 131 番地 5 地先の北海道管理区間下流端まで 右岸 石狩郡当別町字弁華別 435 番地 24 地先の町道茂平沢橋下流端から 石狩郡当別町下川町 133 番地 1 地先の北海道管理区間下流端まで

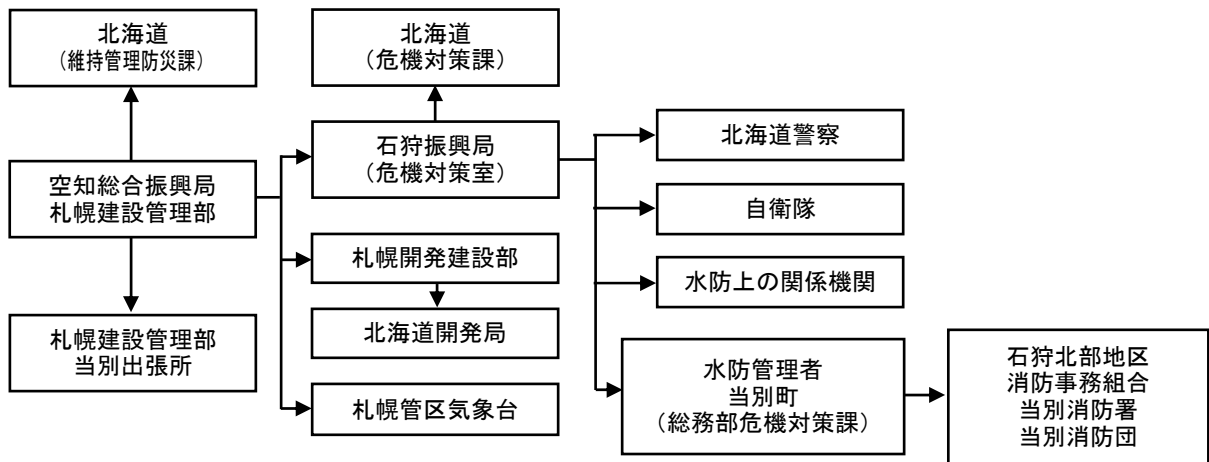
- (2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報 水位)	氾濫注意 水位 (警戒 水位)	避難 判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	計画高 水位	関係水防 管理団体
当別川	樺戸	石狩郡当別町 字緑町 1770 番地先	12.07m	13.25m	13.66m	14.58m	14.76m	当別町

- (3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
当別川	空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課

- (4) 水位到達情報の伝達経路及び手段
 水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



第5節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

3 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

指定河川		区域
水系	河川	
石狩川	幹川	左岸 旭川市神居古潭 166 番地先道道神納橋から海 右岸 深川市納内町字納内 3945 番の 3 番地先道道神納橋から海
	豊平川	左岸 札幌市南区藻岩下 2044 番の 3 地先藻岩橋から幹川合流点 右岸 札幌市南区真駒内 17 番の 89 地先藻岩橋から幹川合流点
	篠津川	左岸 江別市中島 622 番地先から幹川合流点 右岸 江別市篠津 43 番地先から幹川合流点
	須部都川	左岸 樺戸郡月形町市北 9 地先から幹川合流点 右岸 樺戸郡月形町市南 5 地先から幹川合流点
	当別川	左岸 石狩郡当別町川下 131 番 5 地先から幹川合流点 右岸 石狩郡当別町下川町 133 番 1 地先から幹川合流点

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

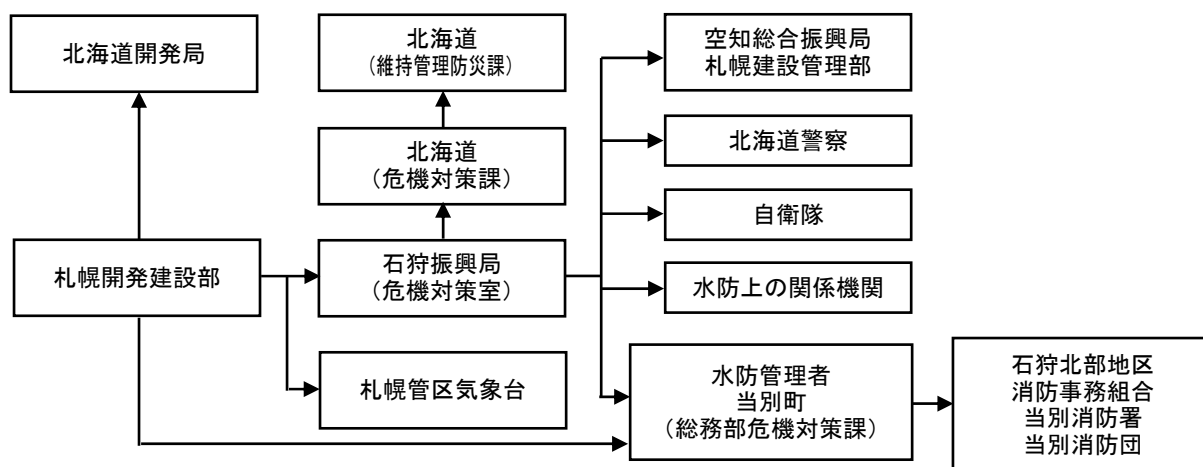
河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	関係水防管理団体
幹川	石狩大橋	江別市緑町 558 番地	4.30m	5.10m	7.80m	8.10m	8.62m	当別町
	篠路	札幌市北区篠路町上福移	2.50m	2.90m	4.60m	4.90m	6.21m	当別町
豊平川	藻岩	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目	38.60m	40.10m	41.10m	41.40m	41.59m	当別町
	雁来	札幌市白石区菊水元町 3 条 1 丁目 26 番地	5.40m	7.40m	7.50m	8.70m	11.74m	当別町
篠津川	石狩大橋 (石狩川)	江別市緑町 558 番地	4.30m	5.10m	7.80m	8.10m	8.62m	当別町
須部都川	月形 (石狩川)	岩見沢市北村豊正 42-12	10.40m	12.30m	15.30m	15.60m	15.98m	当別町
当別川	篠路 (石狩川)	札幌市北区篠路町上福移	2.50m	2.90m	4.60m	4.90m	6.21m	当別町
	当別川下	石狩郡当別町字川下 926 番地	6.10m	6.30m	7.20m	7.40m	7.64m	当別町

(3) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
石狩川	札幌開発建設部

(4) 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



4 北海道が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
当別川	左岸 石狩郡当別町字茂平沢 2102 番地 1 地先の町道茂平沢橋下流端から 石狩郡当別町川下 131 番地 5 地先まで 右岸 石狩郡当別町字弁華別 435 番地 24 地先の町道茂平沢橋下流端から 石狩郡当別町下川町 133 番地 1 地先まで

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

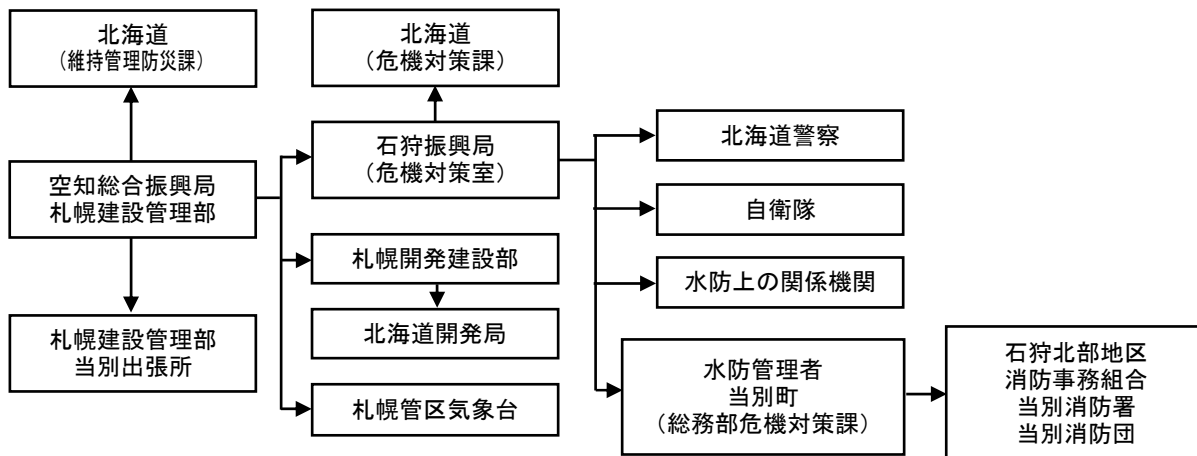
河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	関係水防管理団体
当別川	樺戸	石狩郡当別町字 緑町 1770 番地先	12.07m	13.25m	13.66m	14.58m	14.76m	当別町

(3) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
当別川	空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課

(4) 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



第5章 気象予報等の情報収集

第1節 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1) 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等

(2) 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報(防災対策支援システム)	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

第2節 気象情報等の種類

気象情報等の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性〔高〕・〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象領域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大

雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長の避難指示等や町民等の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、北海道（石狩振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区気象台）から共同で発表される情報。

降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は土砂災害警戒情報の発表対象外）。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第6章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

水防上重要なダムについては（資料5）、水門等については（資料6）のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム、水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

第2節 水門等の操作の連絡

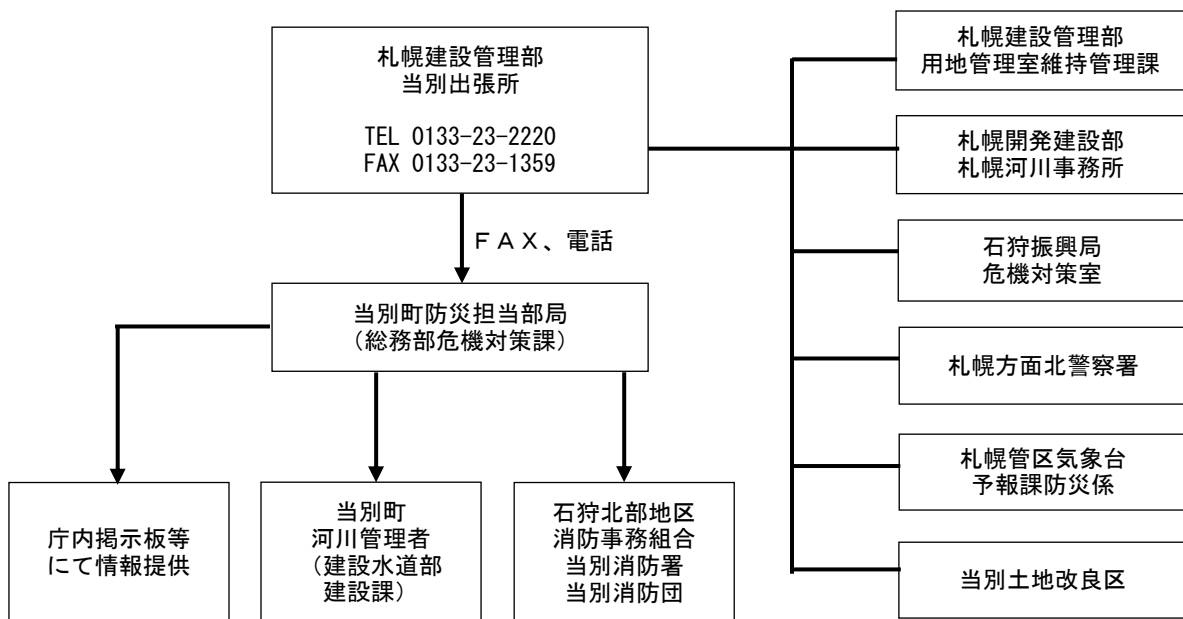
ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、空知総合振興局、下流域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

- ア 予備放流の指示
- イ 貯留制限の指示
- ウ 洪水調節の指示
- エ 解除の指示

第3節 ダム情報の連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。



※上記の連絡体系は災害対応が必要な状況が発生した場合、「当別町地域防災計画」の連絡体制にシフトする。

第7章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2) 水防管理団体の通信連絡

町の通信連絡は、一般有線通信によるほか、北海道総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行うものとする。

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知しておくものとする。

2 災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

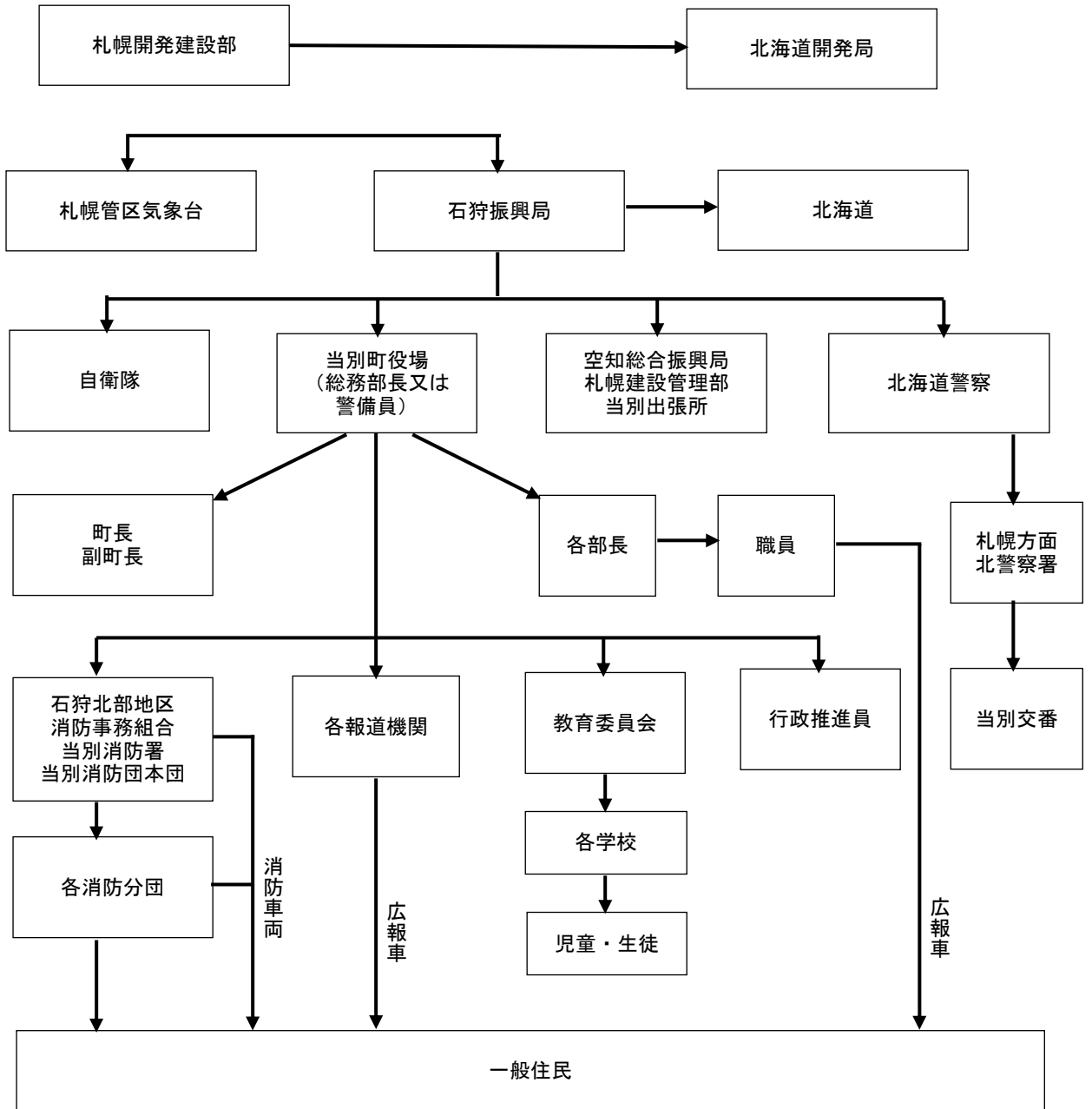
3 その他の通信施設の使用

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 自衛隊通信施設

4 通信連絡系統

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡系統は次によるものとし、各関係機関の所在地、連絡先等については（資料7）によるものとする。



第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 水防資器材の備蓄

水防管理者は、水防作業の実施に伴う水防資器材を備蓄するものとする。本町における水防資器材の備蓄場所及び備蓄状況は、当別町防災備蓄計画に定めるとおりである。

なお、備蓄する資器材に不足が生じたときは、必要に応じて発注調達するものとする。

2 備蓄資器材の緊急事態における使用

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は道の備蓄資器材を使用する場合には、札幌開発建設部長、北海道空知総合振興局長の承認を受けて使用することができる。

第2節 輸送の確保

1 水防管理者の措置

水防管理者は、町内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、当別町地域防災計画（一般災害対策編）第5章第10節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防配備

1 町の非常配備体制

町は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、直ちに当別町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

▼非常配備体制の基準

配置種別	配備時期	配備内容	配備体制
第1非常配備	1. 当別町に大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想される時 2. その他本部長が特に必要と認めたとき	情報連絡のため各部の少数の人員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする	各班長等
第2非常配備	1. 当別町に気象特別警報が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2. その他本部長が特に必要と認めたとき	関係各班の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする	各班長及び必要班員
第3非常配備	1. 広域にわたる災害で甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき	対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする	全職員

※災害の規模及び特性に応じて上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 消防機関の非常配備体制

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準は、おおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に係るある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時 2 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認める時	消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備 計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる
出動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認める時 2 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき 3 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認める時	消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

3 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備の指令をしたときは水防関係機関に通知するとともに、北海道（石狩振興局長）に報告するものとする。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡をして必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

水防管理者等は、非常配備体制を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所及びその他重要な水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、石狩振興局長及び河川等の管理者に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第6章に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防職団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、消防職団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職団員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防職団員の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか当別町防災計画第5章第6節「避難対策計画」の定めるところによる。

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

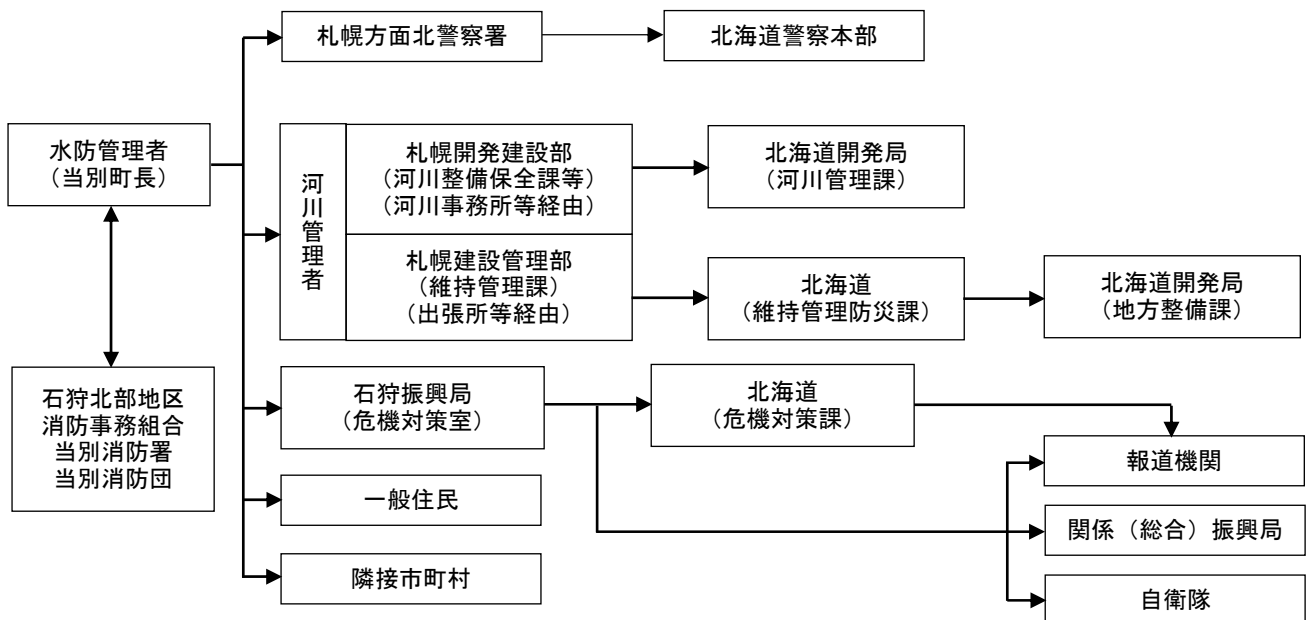
水防管理者が指示をする場合においては、札幌方面北警察署長にその旨を通知するものとする。

また、水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を石狩振興局長に速やかに報告するものとする。

第6節 決壊・漏水等の通報

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長、水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。その際の通報系統は、次のとおりとする。



(注) 消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

2 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものと

する。

なお、配備を解除したときは、石狩振興局を通じ知事に報告するものとする。

2 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防職団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

- 【第1信号】 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 - 【第2信号】 消防職団員の全員が出動すべきことを知らせるもの
 - 【第3信号】 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 - 【第4信号】 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの
- ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○- 休止 -○- 休止 -○- 休止 -○- 休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○- 休止 -○- 休止 -○- 休止 -○- 休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○- 休止 -○- 休止 -○- 休止 -○- 休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○- 休止 -○-

- (備考)
1. 信号は適宜の時間継続すること。
 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第3節 身分証票

消防職団員が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表) (例)

第 号	水防立入調査員票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
年 月 日	当別町長 氏 名 印

(裏) (例)

- (1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第 1 1 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定にかかる援助を行う。

<河川管理者の協力>

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には、通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越流・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

<河川管理者の援助>

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 町長に対して、過去の浸水情報の提供や町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第 2 節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前揭示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

第3節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第4節 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、札幌方面北警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ札幌方面北警察署長と協議しておくものとする。

第5節 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の2の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第6節 国（河川事務所、気象台等）及び北海道との連携

1 水防連絡協議会等

町は、札幌開発建設部及び北海道が開催する水防連絡協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

町は、河川の水位状況については、札幌開発建設部及び北海道（空知総合振興局）とのホットラインにより、また、気象状況については札幌管区気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第7節 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して当別建設協会と協定を締結している。協定書は（資料8）のとおり。

第8節 町民等、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、町民等、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、町民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 1 2 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

本町の水防に要する費用は、法第 41 条の規定により本町が負担するものとする。

ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けたものは、(1)から(4) ((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証	
機関名 氏 名	
上記のものに を証明します。	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したこと
年 月 日	
	水防管理者 氏 名 印

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書	
第 号	住所 氏名
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。	
1 目的物	
(1) 所在地	
(2) 名称	
(3) 種類 (又は内容)	
(4) 数量	
2 負担内容	
(使用・収用・処分等について詳記すること)	
年 月 日	
命令者 職 氏 名 印	

4 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 13 章 水防報告等

第 1 節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防職団員の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲消防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 2 節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を（資料 9）により、石狩振興局長に報告するものとする。

第 1 4 章 水防訓練

第 1 節 水防訓練

町は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体等と水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や札幌開発建設部等が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第15章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水、内水対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

北海道開発局長及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、道については関係市町村長に通知するものとする。

現在、本町における洪水浸水想定区域は、(資料 10、11) のとおりである。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

当別町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、当別町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずる恐れがある洪水、内水に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時又は内水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（該当施設は、当別町地域防災計画第4章第15節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」（別表）のとおり）
 - ウ 大規模な工場その他の施設（①又は②に掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して町条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 洪水ハザードマップ等の配布等

本町では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、町民等が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水防時には町民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第16章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理団体は、水防協力団体が適正かつ正確な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2節 水防協力団体の業務

法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体と消防機関との連携

水防協力団体は、消防機関との綿密な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

改訂履歴

策定 昭和40年 3月24日

改訂 昭和45年 4月 8日

昭和49年12月19日

昭和51年10月 1日

平成 3年 8月 5日

平成13年 3月28日

平成29年 3月24日

令和 6年 2月29日